

# 第1回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・連結注記表
- ・個別注記表

第1期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

**富士ユナイトホールディングス株式会社**

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- イ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- ウ. 取締役会規程において、法令又は定款で定められた事項のほか、重要な財産の処分及び譲受に関する事項、多額の借財に関する事項などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。
- エ. 監査等委員会は、監査方針の下、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を社内規則の定めるところに従い適切に保存し、管理する。
- イ. 各取締役及び監査等委員会の要求があるときは、これを閲覧に供する。

### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理する社内規則を制定して、リスク管理体制を明確化する。
- イ. 危機管理を所掌する組織としてリスク管理委員会を設置し、事業の継続性を揺るがすほどの重大なリスクが発生した場合の対応につき整備を進めていく。
- ウ. リスク管理委員会は、社内規則の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する周知、啓発を行う。

### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

### ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. グループコンプライアンス委員会で、役職員が法令・定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。

- イ. 役職員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などが行われていることを知ったときはグループコンプライアンス委員会などに通報・相談し、グループコンプライアンス委員会の責任者は、重要な案件については遅滞なく取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ウ. 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を採る。

**⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**ア. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告の体制**

当社は関係会社規程を定めて、子会社の経営管理及び経営指導を行うとともに、年一回開催する関係会社連絡会において、子会社の経営者に重要な職務の執行に関する定期報告を求める。

**イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は子会社のリスク管理の活動状況について定期的に報告を求める。当社が子会社からリスクの報告を受けた場合、当社のリスク管理委員会において事実関係を調査し、適切な対策を講じる。

**ウ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a. 当社はグループの中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
- b. 当社は子会社の事業計画等の重要事項については、子会社との事前協議を要する事項とし、その他の事項については、子会社の取締役又は監査役として選任させた当社の指名する者が出席する子会社の取締役会において決議することにより、グループの統制を図りつつ、職務執行の効率性を確保する。

**エ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- a. 当社は子会社に対してグループ共通の行動規範の遵守を求める。
- b. 当社は子会社のコンプライアンス委員会の活動状況につき、年一回開催するグループコンプライアンス委員会において報告を求める。
- c. 当社は子会社の取締役又は監査役として当社の指名する者を選任させ、子会社の取締役会に出席することにより、業務の適正を確保する。
- d. 当社は当社の内部通報制度の利用対象に子会社を含むことにより、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制とする。

**⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、代表取締役と監査等委員会が意見交換を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

**⑧ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

ア. 監査等委員会スタッフは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・監督を受けない専属の使用人とする。

イ. 監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の事前の同意を必要とする。

**⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

**⑩ 次に掲げる体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

イ. 子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社及び子会社の内部通報制度に基づき通報を受けた者は、通報内容を当社の総務部長に報告し、当社の総務部長はその内容を当社監査等委員会に遅滞なく報告する。

**⑪ 監査等委員会に前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社は、内部通報制度に係る「ホットライン規程」において、通報者が通報したことをもって不利益な取り扱いを受けないとする定めをおく。

**⑫ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について、当社に費用の前払等を請求した場合、当社は当該請求が監査等委員の職務に必要なでないと認められる場合を除き、これを負担する。

**⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

ア. 代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

イ. 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。

**⑭ 反社会的勢力を排除するための体制**

ア. 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、その関係を遮断するため、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。

イ. 反社会的勢力との関係遮断に係る主管部署を定めるとともに、外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### ① コンプライアンスに対する取り組みについて

グループコンプライアンス委員会を当期に1回開催し、社内のコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

### ② リスク管理に対する取り組みについて

危機管理を所掌するリスク管理委員会を当期に1回開催し、当社を取り巻く環境の変化に応じたリスクの選定及び必要な対策の見直しを実施しております。

### ③ 取締役の職務執行について

取締役は、当期に7回開催した取締役会において、法令又は定款で定められた事項のほか、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、監査等委員は、監査等委員会が定めた方針の下、取締役の職務執行の監査を行っております。

### ④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、当期に6回開催した監査等委員会において、監査方針、職務の分担に従い、監査報告や意見交換を行っております。

また、監査等委員は、取締役会への出席や代表取締役との定期会合において、必要に応じて質問や意見を述べております。

### ⑤ グループ会社の管理について

関係会社連絡会を当期に1回開催し、グループ会社の重要な職務の執行やリスク管理の状況を確認しております。

また、グループコンプライアンス委員会を当期に1回開催し、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称 富士興産株式会社  
富士レンタル株式会社  
富士ホームエナジー株式会社  
環境開発工業株式会社  
有限会社加島

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

##### ②持分法を適用しない関連会社の名称

大成興業株式会社、株式会社板倉石油店

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

有限会社加島の全株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

- ア. 関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。  
(持分法非適用の関連会社)

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ウ. 棚卸資産

- ・商品及び製品

主として、月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

イ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については6～18年で償却しております。

ウ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③繰延資産の処理方法

ア. 創立費

5年間の均等償却を行っております。

④重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- イ. 役員賞与引当金 連結営業利益又は個別営業利益の各連結会計年度の目標値に対する達成率に応じた業績連動指数に役員別賞与基準金額を乗じて算出した金額を計上しております。
- ウ. 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく役員退職慰労金の期末要支給額を計上しております。
- エ. 修繕引当金 将来の修繕による費用に備えるため、定期開放点検が義務づけられた油槽等に係る点検修理費用を期間配分し、当連結会計年度に対応する額を計上しております。
- オ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当連結会計年度に帰属する金額を計上しております。

#### ⑤収益及び費用の計上基準

連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ア. リサイクル事業

リサイクル事業においては、主に再生重油の製造・販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものの、商品出荷時点と重要な差異はないため、当該商品を出荷した時点で収益を認識しております。また、履行義務の対価は、製品の引渡し後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

##### イ. ホームエネルギー事業

ホームエネルギー事業においては、家庭用燃料の小口販売を行っており、顧客との契約に基づいて燃料供給サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、燃料の供給に応じて収益を認識しております。このような販売については、検針を基礎として収益を認識しておりますが、決算月における燃料供給サービスの収益は、検針日から決算日までが生じた収益を合理的に見積もったうえで計上しております。履行義務の対価は、履行義務

を充足してから、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

#### ウ. 石油事業

石油事業においては、主に燃料油、アスファルト、潤滑油の販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものの、商品出荷時点と重要な差異はないため、当該商品を出荷した時点で収益を認識しております。また、履行義務の対価は、製品の引渡し後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

#### エ. 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業においては、メガソーラーによる売電を行っており、顧客との契約に基づいて電力供給サービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、電力の供給に応じて収益を認識しております。このような販売については、検針を基礎として収益を認識しておりますが、決算月における電力供給サービスの収益は、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もったうえで計上しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

また、再生可能エネルギー事業では、バイオ燃料等の販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものの、商品出荷時点と重要な差異はないため、当該商品を出荷した時点で収益を認識しております。また、履行義務の対価は、製品の引渡し後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

#### ⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は9年であります。

#### ⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

### 【固定資産の評価】

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

事業（報告セグメント）	有形固定資産	無形固定資産	固定資産合計
石油事業	1,497	1,095	2,592
再生可能エネルギー事業	1,894	306	2,200
リサイクル事業	727	838	1,565

なお、再生可能エネルギー事業に含まれるBDF事業に係る有形固定資産は653百万円であり、無形固定資産はありません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、石油事業の固定資産について、本社販売部、支店、子会社、賃貸物件、遊休資産等を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。また、再生可能エネルギー事業の固定資産について、BDF事業、再生重油事業、太陽光発電事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。リサイクル事業について、会社ごとに、資源リサイクル事業、オイルリサイクル事業、環境リサイクル事業を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。本社費等の共通費については、合理的な方法によりそれぞれの資産グループに配分しております。

本社費等を一定の基準により配賦した後の営業利益が2期連続で赤字となるなど減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

BDF事業は国内需要の立上げ時期であり、継続的に営業損失かつ販売数量が計画未達となっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから減損損失の認識は不要と判断しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としています。事業計画は、販売数量の見積りを主要な仮定としており不確実性を伴うため、翌連結会計年度において重要な変更が生じたと判断された場合には、固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

### 3. 追加情報

当社は、2025年10月1日に単独株式移転の方法により富士興産株式会社の完全親会社として設立されました。株式移転設立完全親会社である当社は、旧親会社で株式移転完全子会社となった富士興産株式会社の中間連結財務諸表を引き継いで作成しております。従いまして、当社の当連結会計年度は、2025年10月1日から2026年3月31日までであります。富士興産株式会社の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）を含めて「当連結会計年度」として記載しております。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,970百万円

(2) 圧縮記帳

過年度に取得した資産のうち、補助金による圧縮記帳額は11百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物7百万円、機械装置及び運搬具3百万円であります。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	8,743千株	6,620千株	8,743千株	6,620千株

(注) 普通株式の増加は、富士興産(株)が単独株式移転の方法により当社を設立（以下、連結株主資本等変動計算書関係において、「本株式移転」という。）したことによるものであります。

普通株式の減少は富士興産(株)が実施した取締役会決議に基づく自己株式の消却2,123千株であります。また、本株式移転時の富士興産株式6,620千株を減少に含め記載しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,151千株	3千株	2,134千株	20千株

(注) 自己株式の増加3千株は、本株式移転に伴う譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分11千株、富士興産(株)が実施した取締役会決議に基づく自己株式の消却2,123千株によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

2025年6月27日付定時株主総会にて決議された剰余金の配当については、当社が2025年10月1日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、配当金の支払額は富士興産(株)の株主総会において決議された金額です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	382百万円	58円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	204百万円	31円	2025年9月30日	2025年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	204百万円	31円	2026年3月31日	2026年6月24日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクに関しては、当社グループでは各社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。さらに、当社は、必要に応じて前受金や預り保証金を受入れ、信用リスクの軽減を図っております。また、一部の売掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、残高を月別に把握するなどの方法により管理しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

変動金利の預り保証金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に残高を把握することで管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、社会的に信用力の高い大手金融機関に限定し、取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額39百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	64	64	－
② 長期借入金	(2,299)	(2,209)	△90
③ 1年以内返済予定の長期借入金	(113)	(113)	－

(\* 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	64	—	—	64

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,209	—	2,209
1年以内返済予定の 長期借入金	—	113	—	113

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、青森県その他の地域において、賃貸用不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
750	13	763	709

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,481円95銭

(2) 1株当たり当期純利益 109円95銭

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	グリーン領域			エネルギー領域	インフラ領域	
	リサイクル事業	ホームエネルギー事業	再生可能エネルギー事業	石油事業	レンタル事業	
売上高						
燃料油	574	1,297	166	61,372	－	63,411
その他	1,030	1,334	394	6,541	515	9,816
顧客との契約から生じる収益	1,605	2,631	561	67,914	515	73,228
その他の収益	－	－	－	－	1,829	1,829
外部顧客への売上高	1,605	2,631	561	67,914	2,345	75,057

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」をご参照下さい。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法  
子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産 定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
工具、器具及び備品 3～20年
- (3) 繰延資産の処理方法  
創立費 5年間の均等償却を行っております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容  
連結子会社に対する経営管理・指導を行う契約を締結しております。
  - ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）  
経営管理・指導については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 210百万円 |
| 長期金銭債権 | 280    |
| 短期金銭債務 | 1,618  |

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	40百万円
販売費及び一般管理費	25
営業取引以外の取引高	522

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	一千株	32千株	11千株	20千株

(注) 自己株式の増加32千株は、子会社からの現物配当及び単元未満株式の買取によるものがあります。

自己株式の減少11千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	4百万円
役員賞与引当金	10
子会社株式	1,291
資本金等の額	
その他	2
繰延税金資産小計	1,307
評価性引当額	△1,307
繰延税金資産合計	—

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	富士興産(株)	1,000	再生可能エネルギー事業 石油事業	(所有) 直接 100.0	兼任3名	資金の預り	資金の預り(注1)	200	預り金	200
						業務受託	業務受託料(注2)	7	未払金	1,417
						業務委託	業務委託料(注2) 貸付債権の譲受(注3)	23 520		
子会社	富士ホームエナジー(株)	30	ホームエネルギー事業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	業務受託	業務受託料(注2)	11	未収入金	7
子会社	富士レンタル(株)	50	レンタル事業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	資金の回収	資金の回収(注1) (注3)	80	長期貸付金	280
						業務受託	受取利息(注1)	2	短期貸付金	160
							業務受託料(注2)	11	未収入金	3
子会社	環境開発工業(株)	48	リサイクル事業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	業務受託	業務受託料(注2)	11	未収入金	4

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の預り及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注2) 業務受託料・業務委託料については、協議の上、決定しております。
- (注3) 富士興産(株)が保有する富士レンタル(株)に対する貸付金520百万円を2025年10月1日に当社が無償で譲り受けました。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,064円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	62円79銭

## 8. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。